

第百二十三回 参議院労働委員会 會議録 第一号

(三五)

平成四年二月二十七日(木曜日)
午後零時十一分開会

委員氏名

委員長 向山 一人君
理事 田辺 哲夫君
理事 仲川 幸男君
理事 細谷 昭雄君
理事 山中 郁子君
理事 岩崎 純三君
理事 川原新次郎君
理事 佐々木 満君
理事 山東 昭子君
理事 平井 卓志君
理事 清水 澄子君
理事 庄司 中君
理事 対馬 孝且君
理事 西岡瑠璃子君
理事 西野 康雄君
理事 中西 珠子君
理事 笹野 貞子君
理事 橋本孝一郎君
理事 西川 潔君

委員の異動

二月二十六日
辞任 岩崎 純三君
川原新次郎君
補欠選任 野村 五男君
大塚清次郎君

出席者は左のとおり。

委員長 向山 一人君

理事

委員

國務大臣

労働大臣

政府委員

労働大臣官房長

労働大臣官房審議官

労働大臣官房會計課長

労働省労働基準局長

労働省労働基準局安全衛生部長

労働省婦人局長

労働省職業安定局長

労働省職業安定局次長

事務局側

常任委員会専門員

田辺 哲夫君

仲川 幸男君

細谷 昭雄君

山中 郁子君

大塚清次郎君

山東 昭子君

野村 五男君

清水 澄子君

庄司 中君

対馬 孝且君

西岡瑠璃子君

中西 珠子君

笹野 貞子君

橋本孝一郎君

西川 潔君

近藤 鉄雄君

齋藤 邦彦君

岡山 茂君

坂根 俊孝君

佐藤 勝美君

北山 宏幸君

松原 亘子君

若林 之矩君

伊藤 欣土君

佐野 厚君

本日の會議に付した案件

○国政調査に関する件

○労働問題に関する調査

(労働行政の基本施策に関する件)

(平成四年度労働省関係予算に関する件)

(派遣委員の報告)

○委員長(向山一人君) ただいまから労働委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

昨日、岩崎純三君及び川原新次郎君が委員を辞任され、その補欠として野村五男君及び大塚清次郎君が選任されました。

○委員長(向山一人君) 国政調査に関する件についてお諮りいたします。

本委員会は、今期国会におきましても、労働問題に関する調査を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○委員長(向山一人君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(向山一人君) 労働問題に関する調査を議題といたします。

労働行政の基本施策について、労働大臣から所信を聴取いたします。近藤労働大臣。

○國務大臣(近藤鉄雄君) 労働大臣の近藤鉄雄でございます。

労働委員会の御審議に先立ち、今後の労働行政について所信を申し上げ、委員各位を初め、国民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

存じます。

我が国は、世界有数の高い経済的水準に達し、国際社会においても大きな地位を占めるに至っておりますが、これは、まさに勤労者一人一人の努力のたまものであります。私は、この高い経済力をすべての勤労者と家族の方々に還元し、ゆとりある豊かな暮らしを実現することが生活大国づくりの基盤であり、労働行政の使命であると考えております。

このような観点から、我が国の経済的地位にふさわしいゆとりある勤労者生活を実現するため、次の事項に重点を置きつつ積極的に労働行政を推進してまいります。

第一は、人間尊重の時代にふさわしい労働行政の推進であります。

今や雇用問題は国民生活や社会そのもののあり方と深いかわりを持つ幅広い問題となっており、人間中心の経済社会システム構築に向けた国民的コンセンサスの形成が不可欠となっております。

先般、労使を初めとする各界のトップクラスで構成される雇用問題政策会議から「人間尊重の時代にふさわしい新たな社会システムの構築にむけて」と題する提言が提出されたところであり、労働省としては関係省庁と一体となって、この提言の趣旨に沿った政策運営に努めていく考えであります。さらに、最近の社会経済の変化への的確な対応を図るため、経済計画の見直しとあわせて、新しい雇用対策基本計画の策定に取り組むこととしております。

また、労働力不足問題への的確な対応は、産業経済の活力を維持し、国民生活の安定を図るために不可欠であります。

特に、高齢化社会の進展等に伴い必要となる看護・介護労働力の確保については、厚生省とも連

携しつづ総合的な対策を講ずることが必要であり、介護労働者に係る雇用管理改善等計画の策定、雇用管理の改善に取り組む事業主に対する助成、援助などを内容とする法律案を今国会に提出いたしましたので、よろしく御審議をお願いいたします。

さらに、労働者の職業生活の安定、充実と産業経済の発展を進めていくためには、労働者の職業能力が十分に発揮できるようにすることが重要であり、職業能力開発の一層の促進を図るため、公共部門の教育訓練体制の整備充実、技能を尊重する社会を形成するための施策の推進などを内容とする法律案を今国会に提出することとしておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

これらの施策に加え、首都圏への一極集中の是正を図り、国土の均衡ある発展に資するため、総合的な地域雇用対策を引き続き推進してまいります。

第二は、ゆとりのある豊かな勤労者生活と人間中心の健康で快適な職場の実現であります。

労働時間の短縮は、豊かでゆとりのある勤労者生活を実現し、生活大国に向けての前進を図るために不可欠な国民的課題であり、年間総労働時間千八百時間という目標の達成のためには一層の労働時間の短縮が必要となっております。

このため、完全週休二日制の普及促進、所定外労働の削減等により労働時間の短縮を進めるとし、その環境整備を図るため、業種、地域ごとに労使が労働時間の短縮に向けての自主的努力を行うことを援助することなどを内容とする法律案を今国会に提出することとしておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

一方、労働災害は、いかなる社会経済情勢にあろうとも本来あってはならないものであり、心身ともに健康で安全な勤労者生活の実現は労働福祉の基本であります。

労働災害の発生状況を見ますと、近年、死亡災害に増加傾向が認められるなどことに憂慮すべき状況が続いております。このため、特に死亡災

害に占める割合の高い建設業に関して総合的な災害防止対策を強力に推進するとともに、人間中心の健康で快適な職場づくりを推進するための法律案を今国会に提出いたしましたので、よろしく御審議をお願いいたします。

なお、不幸にして労働災害をこうむられた勤労者やその御家族に対しては、必要な保険給付を迅速かつ適正に行ってまいります。

また、勤労者の福祉の向上のために総合的な勤労者福祉対策に取り組んでまいります。

第三は、多様な個性、能力が発揮される社会の実現であります。

我が国においては、諸外国に例を見ない速度で高齢化が進展していますが、高齢者の雇用の場が確保され、高齢者が長年にわたり培ってきた知識、経験を発揮できることが必要であります。このため、六十歳定年の平成五年度完全定着を図りつつ、六十五歳までの継続雇用を積極的に推進するための施策の一層の充実を図ってまいります。

また、女性はその意欲と能力を十分発揮することができるよう、男女の雇用機会均等の確保に努めるとともに、家庭責任を持つ労働者が職業生活と家庭生活の調和を図り、働きやすい環境を整備するために、育児休業法の円滑な施行、総合的パートタイム労働対策を推進してまいります。

第四は、障害者雇用対策の推進であります。

本年は国連障害者の十年の最終年に当たります。障害者の雇用については、なお重度障害者を中心に立ちおくれが見られます。このため、重度障害者対策の充実、精神障害者、精神障害者に対する施策の推進などを内容とする法律案を今国会に提出することとしておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

なお、障害者雇用対策の近年の充実を踏まえ、障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関するILO第百五十九号条約の批准についての承認案件を今国会に提出したところであります。

以上のような各般の施策の展開に加え、外国人労働者問題への適切な対応を図るとともに、外国

人研修について、その国際的な意義にかんがみ、より実効ある技能移転の観点からその充実を図るなど国際化の進展に対応した労働行政の展開を図ってまいります。

さらに、良好で安定した労使関係の維持発展を図るための環境づくりに努めてまいりる所存であります。

また、今国会には、雇用保険の保険料率及び国庫負担率の暫定的な引き下げ、失業給付の改善等を内容とする法律案を提出いたしましたほか、レディス・ハローワークを増設する等のため、公共職業安定所の出張所の設置に関する承認案件を提出することとしておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

以上、当面する労働行政の重点事項について私の所信の一端を申し述べました。委員長初め、委員各位の一層の御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長(向山一人君) 次に、平成四年度労働省関係予算について説明を聴取いたします。坂根労働大臣官房会計課長。

○政府委員(坂根俊孝君) 平成四年度労働省所管一般会計及び特別会計予算案の概要について御説明申し上げます。

労働省所管の一般会計は、四千八百七十一億円で、前年度とはほぼ同額となっております。

労働保険特別会計につきましては、全体で四兆八千六百九十三億円で、前年度に対し千二百九十二億円の減となっております。

これを勘定別に申し上げますと、労働保険は、二兆二千九百九十九億円で、前年度に対し五十五億円の増となっております。

他方、雇用安定は、二兆四千六百六十四億円で、前年度に対し千三百四十七億円の減となっておりますが、これは、主として雇用保険制度の改正による保険料率の引き下げ等によるものでございます。

次に、石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計の石炭勘定でございますが、労働省

関係分は、百六十二億円で、前年度に対し二十五億円の減となっております。

以下、その主要な内容につきまして、新規事項を中心に御説明申し上げます。

第一は、労働力尊重の時代にふさわしい労働政策の推進でございます。その一は、二十一世紀に向けた総合的な労働政策の展開でございます。

今後、労働力供給の伸びが鈍化することが見込まれる中で、労働者の意欲や能力が有効に発揮されるような人間を中心とした経済社会を実現していくことが重要な課題となっております。

このため、第七次雇用対策基本計画の策定に取り組みとともに、労働力尊重の時代にふさわしい人間を中心とした経済社会の構築に向けたコンセンサスの形成などに努めることとしております。

その二は、労働力不足基調下の雇用情勢に対応した労働力確保対策の推進でございます。

労働力不足問題に的確に対応し、経済、産業の活力の維持、国民生活の安定に寄与することが重要な課題となっております。

このため、速やかな対応が求められている看護・介護労働力の確保につきまして、介護労働者の福祉の増進を図るための介護労働者福祉基金の創設を図るほか、雇用管理の改善等のための援助事業などを実施することとしたしております。

また、福祉重点ハローワークを指定し、看護・介護労働力確保に向けて、公共職業安定所の機能を抜本的に強化することとしております。

そのほか、中小企業人材確保推進事業助成金の拡充や地域雇用環境整備補助事業の拡充などによりまして各分野における労働力確保対策を一層強力に推進することとしております。

その三は、経済社会の発展を担う人材の育成でございます。

経済社会の発展等、時代の要請に応じて、多様かつ高度な能力開発を実施していくことが重要となっております。

このため、経済社会の変化に対応した公共職業訓練体系への刷新などを図ることとし、職業訓練

短期大学校における在職者訓練実施のための施設整備、都道府県立職業訓練短期大学校の設置に対する新たな財政援助などを実施することとしております。また、技能を尊重する社会の形成のための技能振興の推進に努めることとしております。

第二は、ゆとりある豊かな勤労者生活と人間中心の健康・快適職場の実現であり、その一は、ゆとり創造社会の実現に向けた労働時間短縮対策の推進でございます。

労働時間の短縮は、ゆとりある豊かな勤労者生活を實現していく上で不可欠の課題であります。

このため、週四十時間労働制実現等に向けて、労使の自主的取り組みを支援する労働時間適正化促進事業の創設、取引慣行など労働時間短縮の阻害要因の解消に向けた取り組みの推進等を行うこととしており、また所定外労働時間削減推進事業の実施など、各般の対策を一層充実強化することとしております。

その二は、安全の確保と健康で快適な職場づくりの推進でございます。

このため、快適職場形成促進事業の創設などにより、快適な職場の形成を推進するとともに、死亡災害の多い建設業について店社安全衛生生活活性化事業の実施等により、労働災害防止対策の一層の推進を図ることとしております。

また、勤労者福祉対策あるいは労災補償及び労働条件改善対策についても、それぞれ内容を充実しつつ推進していくこととしております。

第三は、多様な個性、能力が発揮される社会の實現であり、その一は、女性が働きやすく、能力の発揮できる環境の整備でございます。

このため、育児休業等に関する法律の円滑な施行に向けまして、育児休業者の円滑な職場復帰を図るため一定の措置を講ずる事業主に対する奨励金や適用猶予企業に対する育児休業奨励金の創設等を図るとともに、レディス・ハローワークの増設等の総合的な女子就業援助対策を推進することとしております。

また、パートバンク、パートサテライトの増設

を図るなど、パートタイム労働対策の一層の推進を図ることとしております。

その二は、本格的な高齢化社会の到来に向けた高齢者対策の推進でございます。

このため、高齢者の雇用を阻害している要因を把握分析し、必要な援助を行う総合的雇用環境整備事業の実施、高齢者のニーズに対応した継続雇用を図るための奨励金の創設等により、六十五歳定年を基準とした六十五歳までの雇用の場の確保に努めるほか、シルバー人材センターの増設等高齢者対策の一層の推進を図ることとしております。

また、若年者の職業生活の充実に向けた対策も推進していくこととしております。

第四は、国際社会への積極的貢献であり、その一は、我が国の国際的地位にふさわしい国際協力の展開であり、旧ソ連邦に対する技術支援などの国際協力あるいは国際交流などを積極的に展開することとしております。

その二は、外国人研修生受け入れへの総合的対応であり、企業等における外国人研修の実施に対する支援事業の充実を図るとともに、今後の外国人研修制度のあり方についての検討等を行うこととしております。

その三は、外国人労働者問題への適切な対応等であり、現地相談窓口の開設など日系人の就労適正化に向けた体制の整備等を行うこととしております。

第五は、障害者雇用対策等の推進であり、その一は、障害者雇用対策の積極的な推進でございます。

このため、重度障害者である短時間労働者等に対する雇用助成措置の適用拡大、さらには、精神障害回復者に対する職業訓練の実施など、対策の充実強化を図ることとしております。

その二は、炭鉱労働者雇用対策の推進でございますが、石炭企業の経営多角化等に対応して、炭鉱労働者雇用安定助成金を創設し、配置転換、職業転換訓練等を行う場合の助成措置を講ずるなど

の対策を推進することとしております。

その三は、特別な配慮を必要とする人々に対する職業生活援助等対策であり、対象に応じ、それぞれきめ細かな対策を引き続き推進することとしております。

なお、雇用保険制度の改正につきましては、近時における雇用保険の失業給付に係る収支状況にかんがみ、今後、当分の間、失業給付費の負担者である労、使、国庫の負担をそれぞれ軽減することとし、あわせて失業給付の改善を行うこととしております。

以上をもちまして、労働省関係予算案の概要の説明とさせていただきます。

何とぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長(岡山一人君) 以上で所信及び予算の説明聴取は終わりました。

本件に対する質疑は後日に譲ることとしたします。

次に、先般当委員会が行いました委員派遣につきまして、派遣委員の報告を聴取いたします。田辺哲夫君。

○田辺哲夫君 委員派遣について御報告申し上げます。

本調査団は、去る一月十六日から十八日までの三日間にわたり、長野県及び愛知県において、最近における雇用失業情勢と雇用対策等について実情を調査してまいりました。

派遣委員は、向山委員長を始め、細谷理事、山東委員、清水委員、西岡委員、西野委員、中西委員、乾委員、そして私田辺の九名であります。

まず、長野県における雇用失業情勢等について申し上げます。

長野県におきましても労働力不足は深刻な問題となっており、平成元年三月以来今日まで、有効求人倍率が二倍を超える状況が続いています。

このような中で、昨年の調査によりますと、五・二・二の企業が、人手不足と人材確保難への対応が最も重要な経営上の課題であると答えています。業種別に見ますと、最も人手不足が深刻なのは

は建築・土木関係であり、その有効求人倍率は実に十一・五倍に達しています。

しかも、長野県では、一九九八年の冬季オリンピック大会や平成五年の信州博覧会の開催、新幹線の建設など、大規模なイベントやプロジェクトが予定されているため、人手不足が一層深刻化する事態も予想されています。このため、県は、建設業やサービス業など、人手の確保が困難な業種について、他県への協力要請活動を積極的に行うこととしております。

また、長野県では、高卒者の約一五％が県外に就職しており、Ｕターンする大卒者の割合も五〇％に満たないため、「アイ・タイン・信州」というキャッチフレーズで若年労働者の確保対策が実施されています。

この事業は、大都市圏に就職している技術者等を出身県を問わず信州へ真っすぐ呼び寄せようというもので、三大都市に「アイ・タイン相談室」が設置され、公共職業安定所と連携を図りながら、県内の企業・求人情報の提供や「アイ・タイン就職者のマイホーム実現のための格安な公的住宅地分譲など、きめ細かな事業が展開されています。

次に、最近の県内民間企業における身体障害者の雇用率は、法定雇用率を上回る一・六五％となっておりますが、四割弱の未達成企業があり、普及・啓蒙活動等の強化が図られているところであります。

一方、高齢者の雇用対策につきましては、六十歳定年制の普及率が全国平均を大きく上回る八二・一％となっております。

しかし、五十五歳以上の雇用割合は一〇％で、その有効求人倍率も〇・五九倍と低く、雇用を拡大するための取り組みの一層の強化が望まれています。

女性の雇用対策について見ますと、平成二年の女性の雇用者数は三十四万二千二人で、五年前に比べ一四・一％増加しており、雇用者総数に占める女性労働者の割合は、福井、鳥取に次いで高くなっております。

このような背景には、育児休業制度の普及率が全国平均を大幅に上回る三〇％に上っているのを初め、再雇用制度や介護休業制度など、女性の働きやすい環境の整備が進んでいることも影響しているものと思われます。

次に、労働時間は、近年減少傾向にあるとはいうものの、平成二年の年間総実労働時間は二千八十一時間で、全国平均を約四十時間上回っているため、県は、労働時間短縮啓発事業を実施する等により、時短の推進に努めています。

なお、長野県からは、大規模プロジェクトの推進に係る労働力の確保対策、職業能力開発の充実、高齢者及び女性の雇用促進と就業環境の整備について要請を受けました。

次に、視察先の概要について申し上げます。まず、岡谷市に本社を置く丸興工業株式会社は、昭和六年に創立され、当初は製糸が本業でありましたが、時代の変化に対応し、現在では電子機器や空気清浄器、健康機器の製造販売を初め、多角的な経営を展開しています。

かつて岡谷は製糸業の一大拠点でありましたが、現在は製糸部門を残しているのは丸興工業を初め二社のみとなっております。私たちが訪ねました岡谷工場は、シルク及びハイブリッドシルクの製造販売を行っており、繭のにおいが立ち込める中で多数の自動繰糸機がせわしく回る昔ながらの風情でありました。

蔵持工場長は、製糸部門の労働事情は年々悪化しており、東北や新潟で社員募集を行っても製糸と聞いただけで来てくれないと、人材確保の厳しい実情を語ってくれました。

現在、岡谷工場の従業員は百十一名であります。高年齢者が多く、後継者の確保も難しいところから、勤務延長に期待をつないでいるとのことでありました。

次に、私たちは、伊那市に本社を置くKOA株式会社を訪ねました。KOAは、昭和十五年に創立され、抵抗器、IC、コイル等のエレクトロニクスパーツの製造販

売を中心に世界的規模で事業を展開しております。

KOAの経営哲学は、農工一体という考え方にあります。

伊那谷は昔から養蚕が盛んな地域でありましたが、一九二九年の大恐慌によって繭価が大暴落し、壊滅的な打撃を受けました。その結果、農家の方々は就業機会を求めて他地域へ流出するようになり、農業を主体とした経済復興も望めない中で、農業にかかわる産業を農業者によって創造しなければならぬという理念のもとに創立されたといふことであります。

現在、KOAグループは、伊那谷地域に二十の事業所を有し、千四百人の従業員を擁しております。従業員半数以上は兼業農家の担い手であるため、農業を継続しながら暮らせることを目標に、三交代制を採用して、農工の両立を図られるよう工夫されております。

私たちは、工場公園構想に基づいて建設されたパインパーク内のハローウイングにおいて向山社長から概況説明を聴取するとともに、徹底したファクトリーオートメーション化が図られた工場棟を視察いたしました。

次に、愛知県における最近の雇用失業情勢等について申し上げます。愛知県の雇用情勢は、経済が調整局面に移行している状況を反映し、有効求人倍率が低下の傾向が見られるものの、昨年十一月の統計により三・二・三九倍という高い水準で全国平均を大きく上回っております。

一方、完全失業率は、最近上昇傾向にあります。が、昨年の七月九期には一・七％で、依然として完全雇用と考えられるレベルで推移しており、業種や企業規模によつては、人手不足が深刻な問題となっております。このため県は、職業紹介、開拓のための諸施策を初め、県外主要供給県に対し積極的な就職あっせん活動を展開する等、労働力確保対策を重点課題として取り組んでいるのが実情であります。

愛知県における労働力確保対策で特徴があると思われるのは、「セカンド・ホームタウン・愛知」と呼ばれる出稼ぎ就労対策であります。

この事業は、公共職業安定所等の国の機関とタイアップしながら、県独自に九道県に現地駐在員を派遣する等により、出稼ぎ労働者の希望、条件に合った雇用機会に関する情報の提供、相談業務を行うもので、慢性的な人手不足対策として大いに機能しているほか、出稼ぎ労働者にも好評を博しております。

また、愛知県は、全国に先駆けて婦人労働サービスセンターを設置したことで知られています。が、女性の雇用促進に向けて推進体制を一層強化する等、積極的な取り組みが行われています。

障害者の雇用につきましては、昨年六月現在の雇用率は一・四二％となっており、全国平均の一・三二％を上回っているものの、法定雇用率未達成企業が四七％あり、その解消が今後の大きな課題となっております。

愛知県からは、勤労者福祉を推進するための支援体制の整備、障害者に対する職業訓練体制の充実強化について要請を受けました。

次に、愛知県下におきましては、トヨタ自動車株式会社及び中部技能開発センターを視察いたしました。

まず、トヨタ自動車株式会社におきましては、豊田会長を交え、主に労働時間の短縮問題を中心に懇談を行うとともに、堤工場において乗用車の生産ラインを視察いたしました。

トヨタ全社の平成三年における平均総労働時間は、二千七百三十三時間であり、このうち、所定内労働時間が千九百六十時間、所定外労働時間は三百四十一時間となっております。現在、時短推進計画が積極的に展開されています。

短を進めるといふ目標を設定し、その達成に努めてまいりました。

この結果、平成三年には、所定内労働時間が前年に比べ六時間、残業時間が七十時間それぞれ短縮されたとともに、年休取得日数が二・三日増加し、トータルとして計画どおり百時間の時短を実現しました。

しかし、国が当面の目標としている年間千八百時間とはかなりの隔たりがあり、懇談の中で時短のおくれが話題となりました。

これに対しトヨタ自動車側からは、製造業における時短の難しさが指摘されるとともに、需要の急激な増加に対応するための設備投資と実際の生産との間にタイムラグがあり、残業に頼らざるを得なかったという経過について説明がありました。

また、今日進めている年間百時間という時短計画は、国全体の倍以上のスピードであり、直ちに千八百時間を達成しろと言われても難しいが、この努力を評価してほしい旨の意見が述べられました。

なお、トヨタ自動車からは、時短の推進に伴う経費の増加に対して、制度的な支援措置をお願いしたい旨の要請がありました。

次に、中部技能開発センターは、最近における職業能力開発ニーズに対応し、労働者の職業生活の全期間を通じて職業能力の開発向上を図ることを目的に雇用促進事業団が設置した中部圏では初めての大型技能開発センターであります。

私たちは、このセンターの概要と、名古屋昭和建物サービス株式会社から派遣された障害者の方々の作業状況を視察いたしました。

この会社は、障害者を持つ方々が健常者とともに働ける場を拡大する目的で、平成元年八月に第三セクター方式によって設立されたモデル会社であります。

掃業務に従事しております。

私たちが訪ねましたときには、多目的実習場において床の清掃作業が行われていたが、ひたむきに作業に取り組んでいる姿には、社会人として自立し、誇りを持って仕事をしていることへの満足感がうかがえました。

今日、障害を持った方々の社会への完全参加と平等の実現が叫ばれておりますが、それをかけ声倒れに終わらせないためにも、障害者がその能力と適性に応じて十分に自己を発揮できる雇用の場を創出することが重要であり、官民が一体となつて一層努力することが強く望まれております。

以上で報告を終わりますが、両県から提出されました要望書につきましては、これを会議録の末尾に掲載していただくよう委員長にお願い申し上げますとともに、今回の委員派遣に当たり、特段の御配慮をいただきました関係の方々に心から感謝申し上げます。

以上でございます。

○委員長(向山一人君) 以上をもちまして派遣委員の報告は終了いたしました。

なお、ただいまの田辺君の報告中御要望のございました長野県及び愛知県当局からの要望事項を本日の会議録の末尾に掲載することについて御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(向山一人君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十八分散会

〔参照〕

要 望 書

平成四年一月十六日

参議院労働委員長 向山 一人殿

長野県知事 吉村 午良

大規模プロジェクトの推進に係る労働力確保

対策について

本県におきましては、厳しい人手不足の続くなかであつて、現在、一九九八年オリンピック冬季競技大会の成功を期して、競技関連施設の整備、及び、新幹線、高速道路の建設、松本空港の整備といった大型プロジェクトの推進に努めております。

これらにたずさわる労働力の確保については、他県への協力要請活動も行つていきたいと考えています。国においても、このような状況を御理解いただき支援くださるよう要望いたします。

職業能力開発の充実について

高齢化の進展、ライフスタイルの変化、サービス経済化の進展等社会経済情勢が急速に変化する中で厳しい労働力不足の状況にあり、高齢者や女性の職場進出が進み、経済社会の変化に柔軟に対応できる職業能力開発は、経済社会の発展にとりまして重要な課題であります。

本県におきましては、すべての労働者が、生涯にわたる幅広い職業能力開発の機会が与えられるよう、企業内における職業能力開発の促進、認定職業訓練及び公共職業訓練の充実を図りつつ、人材の育成に積極的に取り組んでいるところでありますが、国におかれましては、職業能力開発施策の充実により一層の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

とりわけ、本県にとりまして、技術革新が一層進展する中でより高度な技能を有する労働者の育成は急務であり、これらの人材を養成する県立職業訓練短期大学の設置、運営に対する助成制度を早期に創設されることを要望いたします。

高齢化の進展、ライフスタイルの変化やサービス経済化の進展に伴い、高齢者及び女性の職場進出が進んでいる中で、本県におきましては、その雇用と就業対策の充実に努めているところでありますが、全国より十年先行した高齢化、有効求人倍率

が三十か月連続して二倍を超える深刻な労働力不足への対応のため、より一層の雇用の促進と働きやすい就業環境の整備が急務となっております。

つきましては、これらの事情を御察の上、次の事項について格段の御配慮を賜りますよう要望いたします。

1 高齢者の雇用環境整備の推進について

(1) 高齢者の雇用を促進するため、高齢者の就業に適した職場環境づくり等、その雇用環境整備のための支援策の拡充を図られたい。

(2) 高齢者の就業機会の確保を図り、その能力を生かして、地域社会づくりに貢献してもらうため、シルバー人材センターに対する助成を一層充実されたい。

2 女性の雇用環境整備の推進について

(1) 女子パートタイム労働者の雇用促進のため、所得税の非課税限度額の引き上げを図られたい。

(2) 女性が働きやすい職場環境づくりのため、介護休業制度及び女子再雇用制度の一層の普及促進を図られたい。

要 望 書

平成四年一月十七日

参議院労働委員長 向山 一人殿

愛知県労働部

1 勤労者福祉推進のための支援体制の整備について

勤労者福祉は、基本的には勤労者と企業の自助努力によるものでありますが、その取組を行政として積極的に支援するための施策が今後極めて重要であります。

特に、中小企業が雇用管理の改善や地域的組織化による総合的な共済福祉事業などを着実に展開できるよう、また、勤労者福祉に関する情報提供体制の整備、勤労者福祉施設の機能整備

などを推進するための積極的な施策が展開できるよう格別のご配慮をお願いいたします。

2 障害者に対する職業訓練体制の充実強化について

平成四年は、国連障害者の十年の最終年に当たるところであります。障害者の雇用については一定の改善がみられるものの、なお、重度障害者を中心として雇用の立ち遅れがみられます。

そこで、障害者に対する職業訓練体制を充実強化するために、現在、国立県営愛知障害者職業訓練校について機能の調査研究を行っているところであります。

ついては、今後の障害者職業訓練施設の機能及び施設整備について格別のご配慮をお願いいたします。

二月十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、トラック運輸労働者の待遇改善に関する請願(第一三〇号)(第一三五号)(第一五六号)

第一三〇号 平成四年二月四日受理

トラック運輸労働者の待遇改善に関する請願(二通)

請願者 静岡県静岡市清水区中野五一九ノ一 加藤昭夫 外千九百九十九名

紹介議員 山中 郁子君

トラック運輸労働者は、国民経済の動脈を担う重要な仕事に従事している。しかし、労働者は低賃金と異常な長時間労働、過密労働の状態に置かれており、過労運転を原因とした交通事故・災害は激増している。また、トラックが排出するNOxが、深刻化する大気汚染の原因となっており、その対策が緊急に求められている。ついては、このような事態を改善するため、次の事項について実現を図られたい。

一、トラック運輸労働者にも週休二日制を確立すること。

二、過労運転防止のため、労働基準法（平成元年労働省告示第七号、三・一（通達））貨物自動車運送事業法・輸送安全規則などを厳守させること。また、ILO第百五十三号条約の早期批准を行うこと。

三、トラック運転者最低賃金制（産業別最低賃金）を確立すること。

四、中央労働基準審議会労働時間部会自動車問題小委員会に、交通運輸労働組合共闘会議の代表を参加させること。

第一三五号 平成四年二月四日受理

トラック運輸労働者の待遇改善に関する請願

請願者 秋田県南秋田郡若美町弘戸字渡部

四九 小野幸喜 外九百九十九名

紹介議員 細谷 昭雄君

この請願の趣旨は、第一三〇号と同じである。

第一五六号 平成四年二月六日受理

トラック運輸労働者の待遇改善に関する請願

請願者 秋田市榎山字石塚谷地一七ノ六

中村正毅 外九百九十九名

紹介議員 佐々木 満君

この請願の趣旨は、第一三〇号と同じである。

二月十八日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、労働安全衛生法及び労働災害防止団体の法の一部を改正する法律案
二、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律案

労働安全衛生法及び労働災害防止団体の法の一部を改正する法律案

部を改正する法律案
労働安全衛生法及び労働災害防止団体の法の一部を改正する法律

（労働安全衛生法の一部改正）

第一条 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 健康の保持増進のための措置（第六十四条第七十一条）」を「第七章の健康の保持増進のための措置（第六十四条第七十一条）及び労働環境の形成のための措置（第七十一条）」に改める。

第一条及び第三十一条の四に改める。

第十五条の二の次に次の一条を加える。

（店社安全衛生管理者）

第十五条の三 建設業に属する事業の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者が一の場合（これらの労働者の数が労働省令で定める数未満である場所及び第十五条第一項又は第三項の規定により統括安全衛生責任者を選任しなければならない場所を除く。）において作業を行うときは、当該場所において行われる仕事に係る請負契約を締結している事業場ごとに、これらの労働者の作業が同一の場所で行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、労働省令で定める資格を有する者のうちから、労働省令で定めるところにより、店社安全衛生管理者を選任し、その者に、当該事業場で締結している当該請負契約に係る仕事を行う場所における第三十条第一項各号の事項を担当する者に対する指導その他労働省令で定める事項を行わせなければならない。

2 第三十条第四項の場合において、同項のすべての労働者の数が労働省令で定める数以上であるとき（第十五条第一項又は第三項の規定により統括安全衛生責任者を選任しなければならないときを除く。）は、当該指名され

た事業者で建設業に属する事業の仕事を行うものは、当該場所において行われる仕事に係る請負契約を締結している事業場ごとに、これらの労働者に関し、これらの労働者の作業が同一の場所で行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、労働省令で定める資格を有する者のうちから、労働省令で定めるところにより、店社安全衛生管理者を選任し、その者に、当該事業場で締結している当該請負契約に係る仕事を行う場所における第三十条第一項各号の事項を担当する者に対する指導その他労働省令で定める事項を行わせなければならない。この場合においては、当該指名された事業者及び当該指名された事業者以外の事業者については、前項の規定は適用しない。

第二十八条第四項を削り、同条第五項中「前二項」を「前項」に、「労働者の健康障害を防止するための指針又は望ましい作業環境の標準」を「又は労働者の健康障害を防止するための指針」に改め、同項を同条第四項とする。

第二十九条の次に次の一条を加える。

第二十九条の二 建設業に属する事業の元方事業者は、土砂等が崩壊するおそれのある場所、機械等が転倒するおそれのある場所その他の労働省令で定める場所において関係請負人の労働者が当該事業の仕事を行うときは、当該関係請負人が講ずべき当該場所に係る危険を防止するための措置が適正に講ぜられるように、技術上の指導その他の必要な措置を講じなければならない。

第三十条第一項第五号中「作成すること」を「作成するとともに、当該機械、設備等を使用する作業に関し関係請負人がこの法律又はこれに基づき命令の規定に基づき講ずべき措置についての指導を行うこと」に改める。

第三十一条第一項中「行なう」を「行う」に、「行なわれる」を「行われる」に改め、「含む」の下に「第三十一条の三において同じ」を加え、同条の次に次の二条を加える。

第三十一条の二 建設業に属する事業の仕事を行う二以上の事業者の労働者が一の場合において機械で労働省令で定めるものに係る作業（以下この条において「特定作業」という。）を行う場合において、「特定作業」という。）を自ら行う発注者又は当該仕事の一部を請け負つた者で、当該場所において当該仕事の一部を請け負わせているものは、労働省令で定めるところにより、当該場所において特定作業に従事するすべての労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 前項の場合において、同項の規定により同項に規定する措置を講ずべき者がいないときは、当該場所において行われる特定作業に係る仕事の全部を請負人に請け負わせている建設業に属する事業の元方事業者又は第三十条第二項若しくは第三項の規定により指名された事業者で建設業に属する事業を行うものは、前項に規定する措置を講ずる者を指名する等当該場所において特定作業に従事するすべての労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

（違法な指示の禁止）

第三十一条の三 注文者は、その請負人に対し、当該仕事に関し、その指示に従つて当該請負人の労働者を労働させたならば、この法律又はこれに基づき命令の規定に違反することとなる指示をしてはならない。

第三十二条第三項及び第四項中「前条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同条第五項中「労働者は」の下に「第三十条第一項の注文者又は注文者又は」を「第三十一条第一項の注文者又は」に改め、同条第三項までの下に、「前条第一項」を「第三十一条第一項」に改める。

第三十八条の見出しを「（製造時等検査等）」に改め、同条第一項中「事項」の下に「（以下この項において「製造時等検査対象機械等」という。）」

を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、製造時等検査対象機械等のうち労働省令で定めるものについては、労働省令で定めるところにより、労働大臣の指定する者（以下「製造時等検査代行機関」という。）の検査を受けた場合は、この限りでない。

第三十八条第二項中「事項」の下に「（以下この項において「輸入時検査対象機械等」という。）」を加え、「（検査）」を「又は製造時等検査代行機関の検査（製造時等検査代行機関の検査にあつては、輸入時検査対象機械等のうち労働省令で定めるものに係る検査に限る。）」に、「同項」を「前項」に改める。

第三十九条第一項中「都道府県労働基準局長」の下に「又は製造時等検査代行機関」を、「検査」の下に「（以下「製造時等検査」という。）」を加える。

第四十一条第二項中「検査代行機関」を「性能検査代行機関」に、「行なう」を「行う」に改める。
第四十六条の見出しを「（製造時等検査代行機関の指定）」に改め、同条第一項中「第四十一条第二項」を「第三十八条第一項ただし書に」、「同項の性能検査（以下「性能検査」という。）」を「製造時等検査」に改める。

第四十七条の見出しを「（製造時等検査の義務等）」に改め、同条第一項中「検査代行機関」を「製造時等検査代行機関」に、「性能検査を行なう」を「製造時等検査を行う」に、「性能検査を行なわなければならない」を「製造時等検査を行わなければならない」に改め、同条第二項中「検査代行機関」を「製造時等検査代行機関」に、「性能検査を行なう」を「製造時等検査を行う」に改める。

第四十八条第一項中「検査代行機関」を「製造時等検査代行機関」に、「性能検査」を「製造時等検査」に改め、同条第三項中「性能検査」を「製造時等検査」に改める。

第四十九条中「検査代行機関」を「製造時等検査代行機関」に、「性能検査」を「製造時等検査」に改める。

第五十条中「検査代行機関」を「製造時等検査代行機関」に改める。

第五十一条第一項中「性能検査」を「製造時等検査」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に、「検査代行機関」を「製造時等検査代行機関」に改める。

第五十二条中「検査代行機関」を「製造時等検査代行機関」に、「性能検査」を「製造時等検査」に改める。

第五十三条第一項中「検査代行機関」を「製造時等検査代行機関」に改め、同条第二項中「検査代行機関」を「製造時等検査代行機関」に、「こえ」を「超え」に、「性能検査」を「製造時等検査」に、「行なつた」を「行つた」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（性能検査代行機関）

第五十三条の二 第四十六条から前条までの規定は、性能検査代行機関に関して準用する。
この場合において、第四十六条第一項中「第三十八条第一項ただし書」とあるのは「第四十一条第二項」と、「製造時等検査」とあるのは「同項の性能検査（以下「性能検査」という。）」と、第四十七条 第四十八条第一項及び第三項、第四十九条 第五十一条第一項、第五十二条並びに前条第二項中「製造時等検査」とあるのは「性能検査」と読み替へるものとする。

第五十四条中「前条まで」を「第五十三条まで」に、「第四十一条第二項」を「第三十八条第一項ただし書」に、「前条第二項」を「第五十三条第二項」に、「性能検査」を「製造時等検査」に改める。

第五十四条の二 第二項中「性能検査」を「製造時等検査」に改める。

第六十四条 削除

第七章の次に次の一章を加える。

第七章の二 快適な職場環境の形成のための措置
（事業者の講ずる措置）

第七十一条の二 事業者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、次の措置を継続的かつ計画的に講ずることにより、快適な職場環境を形成するように努めなければならない。

一 作業環境を快適な状態に維持管理するための措置

二 労働者の従事する作業について、その方法を改善するための措置

三 作業に従事することによる労働者の疲労を回復するための施設又は設備の設置又は整備

四 前三号に掲げるもののほか、快適な職場環境を形成するため必要な措置

（快適な職場環境の形成のための指針の公表等）

第七十一条の三 労働大臣は、前条の事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に關して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

2 労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に對し、必要な指導等を行うことができる。

（国の援助）

第七十一条の四 国は、事業者が講ずる快適な職場環境を形成するための措置の適切かつ有効な実施に資するため、金融上の措置、技術上の助言、資料の提供その他の必要な援助に努めるものとする。

第七十七条第二項中「性能検査」を「製造時等検査」に改める。

第八十九条第一項中「届出」の下に「次条を除き」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（都道府県労働基準局長の審査等）

第八十九条の二 都道府県労働基準局長は、第八十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第四項の規定による届出があつた計画のうち、前条第一項の高度の技術的検討を要するものに準ずるものとして当該計画に係る建設物若しくは機械等又は仕事の規模その他の事項を勘案して労働省令で定めるものについて審査をすることができ、

ただし、当該計画のうち、当該審査と同等の技術的検討を行つたと認められるものとして労働省令で定めるものについては、当該審査を行わないものとする。

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の審査について準用する。

第九十六条第三項中「検査代行機関」を「製造時等検査代行機関、性能検査代行機関に、「検査代行機関等」を「製造時等検査代行機関等」に改める。

第九十九条の次に次の二条を加える。

（講習の指示）

第九十九条の二 都道府県労働基準局長は、労働災害が発生した場合において、その再発を防止するため必要があると認めるときは、当該労働災害に係る事業者に対し、期間を定めて、当該労働災害が発生した事業場の総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、統括安全衛生責任者その他労働災害の防止のための業務に従事する者（次項において「労働災害防止業務従事者」という。）に都道府県労働基準局長の指定する者が行つた講習を受けさせるよう指示することができる。

2 前項の規定による指示を受けた事業者は、労働災害防止業務従事者に同項の講習を受けさせなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、講習の科目その他第一項の講習について必要な事項は、労働省令で定める。

第九十九条の三 都道府県労働基準局長は、第六十一条第一項の規定により同項に規定する業務に就くことができる者が、当該業務について、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反して労働災害を生じさせた場合において、その再発を防止するため必要があると認めるときは、その者に対し、期間を定めて、

都道府県労働基準局長の指定する者が行う講習を受けるよう指示することができる。

2 前条第三項の規定は、前項の講習について準用する。

第百零二条第二項中「検査代行機関等」を「製造時等検査代行機関等」に改める。

第百零三条第二項中「検査代行機関等」を「製造時等検査代行機関等」に改め、「により」の下に「製造時等検査」を加える。

第百零四条第六十五条第六項を「第六十五

条の二第一項」に改める。

第百零五条第一項中「第五十三条第二項」の下に「第五十三条の二」を加える。

第百零六条第一項中「及び第七十一条」を「第七十一条及び第七十一条の四」に改める。

第百零七条第一項第四号中「検査」の下に「製造時等検査代行機関が行うものを除く」を加え、同項第五号中「書替え」の下に「（製造時等検査代行機関が行うものを除く）」を加え、同項第六号中「検査代行機関」を「性能検査代行機関」に改める。

第百零八条の二第一号中「第四十一条第二項」を「第三十八条第一項ただし書、第四十一条第二項」に改め、同条第三号中「第四十九号」の下に「第五十三条の二」を加え、同条第四号中「第五十三条第一項」の下に「第五十三条の二」を加え、同条第五号中「第五十三条第二項」の下に「第五十三条の二」を加える。

第百零九条中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「第八十九条第五項」の下に「（第八十九条の二第二項において準用する場合

を含む）」を加える。

第百一十条中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第二号中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「第四十九号」の下に「第五十三条の二」を「受けないで」の下に「製造時等検査」を加える。

（労働災害防止団体の一部改正）

第百一十一条中「検査代行機関等」を「製造時等検査代行機関等」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「第四十九号」の下に「第五十三条の二」を「受けないで」の下に「製造時等検査」を加える。

（労働災害防止団体の一部改正）

第百一十二条中「検査代行機関等」を「製造時等検査代行機関等」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「第四十九号」の下に「第五十三条の二」を「受けないで」の下に「製造時等検査」を加える。

（労働災害防止団体の一部改正）

第百一十三条中「検査代行機関等」を「製造時等検査代行機関等」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「第四十九号」の下に「第五十三条の二」を「受けないで」の下に「製造時等検査」を加える。

（労働災害防止団体の一部改正）

を含む）」を加える。

第百一十四条中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第二号中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「第四十九号」の下に「第五十三条の二」を「受けないで」の下に「製造時等検査」を加える。

（労働災害防止団体の一部改正）

第百一十五条中「検査代行機関等」を「製造時等検査代行機関等」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「第四十九号」の下に「第五十三条の二」を「受けないで」の下に「製造時等検査」を加える。

（労働災害防止団体の一部改正）

第百一十六条中「検査代行機関等」を「製造時等検査代行機関等」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「第四十九号」の下に「第五十三条の二」を「受けないで」の下に「製造時等検査」を加える。

（労働災害防止団体の一部改正）

第百一十七条中「検査代行機関等」を「製造時等検査代行機関等」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「第四十九号」の下に「第五十三条の二」を「受けないで」の下に「製造時等検査」を加える。

（労働災害防止団体の一部改正）

第百一十八条中「検査代行機関等」を「製造時等検査代行機関等」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「第四十九号」の下に「第五十三条の二」を「受けないで」の下に「製造時等検査」を加える。

（労働災害防止団体の一部改正）

第百一十九条中「検査代行機関等」を「製造時等検査代行機関等」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「第四十九号」の下に「第五十三条の二」を「受けないで」の下に「製造時等検査」を加える。

（労働災害防止団体の一部改正）

第百二十条中「検査代行機関等」を「製造時等検査代行機関等」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「第四十九号」の下に「第五十三条の二」を「受けないで」の下に「製造時等検査」を加える。

（労働災害防止団体の一部改正）

第百二十一条中「検査代行機関等」を「製造時等検査代行機関等」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「第四十九号」の下に「第五十三条の二」を「受けないで」の下に「製造時等検査」を加える。

（労働災害防止団体の一部改正）

第百二十二条中「検査代行機関等」を「製造時等検査代行機関等」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「第四十九号」の下に「第五十三条の二」を「受けないで」の下に「製造時等検査」を加える。

（労働災害防止団体の一部改正）

第百二十三条中「検査代行機関等」を「製造時等検査代行機関等」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「第四十九号」の下に「第五十三条の二」を「受けないで」の下に「製造時等検査」を加える。

（労働災害防止団体の一部改正）

3 役員は、再任されることができる。

第五十一条に次の一項を加える。

2 労働災害防止団体は、前項の規定により同項に規定する書類を労働大臣に提出するとき

は、当該書類に関する監事の意見書を添付しなければならない。

第五十九条中「五十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「第四十九号」の下に「第五十三条の二」を「受けないで」の下に「製造時等検査」を加える。

（労働災害防止団体の一部改正）

第六十条中「五十万円」を「三十万円」に改め、同条第二号中「五十万円」を「二十万円」に改め、同条第一号中「行なう」を「行う」に、「行なつた」を「行った」に改め、同条第七号中「第五十一条」を「第五十一条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、第六十三条中「五十万円」を「十万円」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成四年十月一日から施行する。ただし、第一条の規定（労働安全衛生法の目次の改正規定、同法第一条、第三条第一項、第二十八条及び第六十四条の改正規定、同法第七章の次に一章を加える改正規定並びに同法第六十六条第一項の改正規定に限る）、第二条の規定並びに附則第四条から第六条までの規定及び附則第八条の規定（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十五条第三項の改正規定中「第六十四条」を「第六十五条」に改める部分及び「第六十八条」の下に「第七十一条」を加える部分並びに同条第十四項の改正規定中「第二十八条第五項」を「第二十八条第四項」に改める部分及び「第七十条の二第二項」の下に「第七十一条」の三第二項、第七十一条の四を加える部分に限る。）は、平成四年七月一日から施行する。

（労働安全衛生法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行の日前に労働安全衛生法第八十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第四項の規定による届出が

あつた計画については、第一条の規定による改正後の労働安全衛生法（以下「新法」という。）第八十九条の二第二項の規定は、適用しない。

第三条 新法第九十九条の二及び第九十九条の三の規定は、この法律の施行の日以後に発生した労働災害について適用する。

（労働災害防止団体の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第二条の規定の施行の際現に労働災害防止団体の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。

第五条 労働災害防止団体の平成三年四月一日に始まる事業年度に係る事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第六条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（作業環境測定法の一部改正）

第七条 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項及び第三十四条第一項中「性能検査」を「製造時等検査」に改める。

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部改正）

あつた計画については、第一条の規定による改正後の労働安全衛生法（以下「新法」という。）第八十九条の二第二項の規定は、適用しない。

第三条 新法第九十九条の二及び第九十九条の三の規定は、この法律の施行の日以後に発生した労働災害について適用する。

（労働災害防止団体の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第二条の規定の施行の際現に労働災害防止団体の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。

第五条 労働災害防止団体の平成三年四月一日に始まる事業年度に係る事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第六条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（作業環境測定法の一部改正）

第七条 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項及び第三十四条第一項中「性能検査」を「製造時等検査」に改める。

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部改正）

第八条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第四十五条第三項中「第十五条の二」を「第十五条の三」に改め、「第三十条の二」の下に「第三十一条の二」を加え、「第六十四条」を「第六十五条」に改め、「第六十八条」の下に「第七十一条の二」を加え、「第八十八条並びに第八十九条」を「並びに第八十八条から第八十九条の二」に改め、同条第十四項中「第二十八条第五項」を「第二十八条第四項」に改め、「第七十

条の二第二項の下に、「第七十一条の三第二項、第七十一条の四を、「第九十九条第一項」の下に、「第九十九条の二第一項及び第二項」を、「を含む。」と、同法の下に「第三十一条の三及びを、「労働者を含む。」と」の下に、「同法第三十一条の三及び第九十七条第一項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）又は同条第六項、第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」とを加え、「同法第九十七条第一項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）又は同条第六項、第十項若しくは第十一項の規定若しくはこれらの規定に基づく命令の規定」とを削り、同条第十五項中「及び第八十四条第二項第二号」を「第八十四条第二項第二号及び第九十九条の三第一項」に改める。

（労働者派遣法の一部改正）

第九条 労働者派遣法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四号第二十四号及び第五号第二十二号中「検査代行機関を「製造時等検査代行機関、性能検査代行機関」に改める。

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条—第五条）
- 第二章 介護雇用管理改善等計画（第六条—第七条）
- 第三章 介護労働者の雇用管理の改善等（第八—第十二条）

条（第十二条）

第二節 職業訓練の実施等（第十三条—第十四条）

第四章 介護労働安定センター（第十五条—第三十一条）

第五章 雇用促進事業団の業務（第三十二条—第三十四条）

第六章 罰則（第三十三条—第三十四条）

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展等に伴い、介護業務に係る労働力への需要が増大していることにかんがみ、介護労働者について、その雇用管理の改善、能力の開発及び向上等に関する措置を講ずることにより、介護業務に係る労働力の確保に資するとともに、介護労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「介護業務」とは、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排せつ、食事その他の介護を行う業務をいう。

第三条 この法律において「介護労働者」とは、専ら介護業務に従事する労働者をいう。

第四条 この法律において「事業主」とは、介護労働者を雇用して、専ら介護業務を業として行う者をいう。

4 この法律において「職業紹介事業者」とは、介護労働者について職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第三十二条第一項ただし書の許可を受けて有料の職業紹介事業を行う者をいう。

（事業主等の責務）

第三条 事業主は、その雇用する介護労働者について、労働環境の改善、教育訓練の実施、福利厚生の実施その他の雇用管理の改善を図るために必要な措置を講ずることにより、その福祉の増進に努めるものとする。

2 職業紹介事業者は、その行う職業紹介事業に係る介護労働者及び介護労働者にならうとする求職者について、これらの者の福祉の増進に資する措置を講ずるよう努めるものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国は、介護労働者の雇用管理の改善の促進、介護労働者の能力の開発及び向上その他の介護労働者の福祉の増進を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、介護労働者の福祉の増進を図るために必要な施策を推進するよう努めるものとする。

（適用除外）

第五条 この法律は、国家公務員及び地方公務員並びに船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六條第一項に規定する船員については、適用しない。

第二章 介護雇用管理改善等計画

（介護雇用管理改善等計画の策定）

第六条 労働大臣は、介護労働者の福祉の増進を図るため、介護労働者の雇用管理の改善、能力の開発及び向上等に関する重要な事項を定めた計画（以下「介護雇用管理改善等計画」という。）を策定するものとする。

2 介護雇用管理改善等計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 介護労働者の雇用の動向に関する事項

二 介護労働者の雇用管理の改善を促進し、並びにその能力の開発及び向上を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

三 前二号に掲げるもののほか、介護労働者の福祉の増進を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

3 労働大臣は、介護雇用管理改善等計画を策定する場合に、あらかじめ、厚生大臣と協議するとともに、中央職業安定審議会の意見を聴くものとする。

4 労働大臣は、介護雇用管理改善等計画を策定したときは、遅滞なく、その概要を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、介護雇用管理改善等計画の変更について準用する。

（要請）

第七條 労働大臣は、介護雇用管理改善等計画の円滑な実施のため必要があると認めるときは、事業主、職業紹介事業者その他の関係者に対し、介護労働者の雇用管理の改善、介護労働者の能力の開発及び向上その他の介護労働者の福祉の増進に関する事項について必要な要請をすることが出来る。

第三章 介護労働者の雇用管理の改善等

第一節 介護労働者の雇用管理の改善（改善計画の認定）

第八條 事業主のうち政令で定める事業を行うもの（以下「特定事業主」という。）は、その雇用する介護労働者の福祉の増進を図るために実施する労働環境の改善、教育訓練の実施、福利厚生の実施その他の雇用管理の改善に関する措置（以下「改善措置」という。）についての計画（以下「改善計画」という。）を作成し、これをその主たる事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、その改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 改善計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 改善措置の目標

二 改善措置の内容

三 改善措置の実施時期

3 都道府県知事は、第一項の認定の申請があった場合において、その改善計画が、当該特定事業主が雇用する介護労働者の雇用管理の改善を図るために有効かつ適切なものであることその他の政令で定める基準に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

（改善計画の変更等）

第九條 前条第一項の認定を受けた特定事業主（以下「認定特定事業主」という。）は、当該認定

に係る改善計画を変更しようとするときは、その主たる事業所の所在地を管轄する都道府県知事の認定を受けなければならない。

2 都道府県知事は、認定特定事業主が前条第一項の認定に係る改善計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に従って改善措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

（雇用福祉事業としての助成及び援助）

第十条 政府は、認定計画に係る改善措置の実施を促進するため、当該認定計画に基づきその雇用する介護労働者の福祉の増進を図るために必要な措置を講ずる認定特定事業主に対して、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十四条の雇用福祉事業として、必要な助成及び援助を行うものとする。

（指導及び助言）

第十一条 国及び都道府県は、認定特定事業主に對し、認定計画に係る改善措置の確実な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

（報告の徴収）

第十二条 都道府県知事は、認定特定事業主に対して、認定計画に係る改善措置の実施状況について報告を求めることができる。

第二節 職業訓練の実施等

（職業訓練の実施）

第十三条 労働大臣は、介護業務の遂行に必要な労働者の能力の開発及び向上を図るため、必要な職業訓練の効果的な実施について特別の配慮をするものとする。

（職業紹介の充実等）

第十四条 労働大臣は、介護労働者になろうとする者にその有する能力に適合する職業に就く機会を与えるため、及び介護業務に係る労働力の充足を図るため、雇用情報の提供、職業指導及び職業紹介の充実等必要な措置を講ずるよう

努めるものとする。

第四章 介護労働安定センター（指定等）

第十五条 労働大臣は、介護労働者の福祉の増進を図ることを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であつて、第十七条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限って、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

一 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

二 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、介護労働者の福祉の増進に資すると認められること。

2 労働大臣は、前項の規定による指定をしたときは、同項の規定による指定を受けた者（以下「介護労働安定センター」という。）の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。

3 介護労働安定センターは、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を労働大臣に届け出なければならない。

4 労働大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（指定の条件）

第十六条 前条第一項の規定による指定には、条件を付け、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定を受ける者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

（業務）

第十七条 介護労働安定センターは、次に掲げる

業務を行うものとする。

一 介護労働者の雇用及び福祉に関する情報及び資料を総合的に収集し、並びに事業主、職業紹介事業者その他の関係者に対して提供すること。

二 職業紹介事業者の行う職業紹介事業に係る介護労働者に対して、その負傷、疾病等に関する援助その他のその職業生活の安定を図るために必要な援助を行うこと。

三 次条第一項に規定する業務を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、介護労働者の福祉の増進を図るために必要な業務を行うこと。

（介護労働安定センターによる雇用福祉事業関係業務の実施）

第十八条 労働大臣は、介護労働安定センターを指定したときは、介護労働安定センターに雇用保険法第六十四条の雇用福祉事業のうち次の各号のいずれかに該当するものに係る業務の全部又は一部を行わせるものとする。

一 事業主に対して支給する給付金であつて労働省令で定めるものを支給すること。

二 介護労働者の雇用及び福祉に関する調査研究を行うこと。

三 介護労働者の福祉の増進を図るための措置について、事業主、職業紹介事業者その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。

四 職業紹介事業者の行う職業紹介事業に係る介護労働者及び介護労働者になろうとする者に対して、必要な知識及び技能を習得させるための研修を行うこと。

五 職業紹介事業者その他の介護労働者に係る求職に関する情報を有する者についての情報を収集整理し、及び介護労働者を雇用しようとする者に対して、当該収集整理した情報のうちその希望に応じたものを提供すること。

六 前各号に掲げるもののほか、介護労働者の福祉の増進を図るために必要な事業を行うこと。

と。

2 前項第一号の給付金に該当する雇用保険法第六十四条の規定に基づく給付金の支給要件及び支給額は、労働省令で定めなければならない。

3 介護労働安定センターは、第一項に規定する業務（以下「雇用福祉事業関係業務」という。）の全部又は一部を開始する際、当該業務の種類ごとに、当該業務を開始する日及び当該業務を行う事務所の所在地を労働大臣に届け出なければならない。介護労働安定センターが当該業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときも、同様とする。

4 労働大臣は、第一項の規定により介護労働安定センターに行わせる雇用福祉事業関係業務の種類及び前項の規定による届出に係る事項を公示しなければならない。

（業務規程の認可）

第十九条 介護労働安定センターは、雇用福祉事業関係業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）を作成し、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 労働大臣は、前項の認可をした業務規程が雇用福祉事業関係業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 業務規程に記載すべき事項は、労働省令で定める。

（報告）

第二十条 介護労働安定センターは、雇用福祉事業関係業務のうち第十八条第一項第一号に係る業務（第二十六条において「給付金業務」という。）を行う場合において当該業務に関し必要があると認めるときは、事業主に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

（事業計画等）

第二十一条 介護労働安定センターは、毎事業年度、労働省令で定めるところにより、事業計画

書及び収支予算書を作成し、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 介護労働安定センターは、労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(区分経理)

第二十二條 介護労働安定センターは、雇用福祉事業関係業務を行う場合には、雇用福祉事業関係業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

(交付金)

第二十三條 国は、予算の範囲内において、介護労働安定センターに対し、雇用福祉事業関係業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

(労働省令への委任)

第二十四條 この章に定めるもののほか、介護労働安定センターが雇用福祉事業関係業務を行う場合における介護労働安定センターの財務及び会計に關し必要な事項は、労働省令で定める。

(役員の選任及び解任)

第二十五條 介護労働安定センターの役員の選任及び解任は、労働大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 介護労働安定センターの役員が、この章の規定(当該規定に基づく命令及び処分を含む。)若しくは第十九条第一項の規定により認可を受けた業務規程に違反する行為をしたとき、又は第十七条に規定する業務に關し著しく不適当な行為をしたときは、労働大臣は、介護労働安定センターに対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(役員及び職員の公務員たる性質)
第二十六條 給付金業務に従事する介護労働安定センターの役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用について

は、法令により公務に従事する職員とみなす。(報告及び検査)

第二十七條 労働大臣は、第十七条に規定する業務の適正な運営を確保するために必要限度において、介護労働安定センターに対し、同条に規定する業務若しくは資産の状況に關し必要な報告をさせ、又は所属の職員に、介護労働安定センターの事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(監督命令)

第二十八條 労働大臣は、この章の規定を施行するために必要な限度において、介護労働安定センターに対し、第十七条に規定する業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)
第二十九條 労働大臣は、介護労働安定センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第十五条第一項の規定による指定(以下「指定」という。)を取り消し、又は期間を定めて第十七条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十七条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。
二 指定に關し不正の行為があったとき。
三 この章の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。

四 第十六条第一項の条件に違反したとき。
五 第十九条第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで雇用福祉事業関係業務を行ったとき。

2 労働大臣は、前項の規定により、指定を取り消し、又は第十七条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

くは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(労働大臣による雇用福祉事業関係業務の実施)
第三十條 労働大臣は、前条第一項の規定により、指定を取り消し、若しくは雇用福祉事業関係業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は介護労働安定センターが雇用福祉事業関係業務を行うことが困難となった場合において必要があるとき、当該雇用福祉事業関係業務を自ら行うものとする。

2 労働大臣は、前項の規定により雇用福祉事業関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行っている雇用福祉事業関係業務を行わないものとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 労働大臣が、第一項の規定により雇用福祉事業関係業務を行うものとし、又は同項の規定により行っている雇用福祉事業関係業務を行わないものとする場合には、当該雇用福祉事業関係業務の引継ぎその他の必要な事項は、労働省令で定める。

(聴聞)

第三十一條 労働大臣は、次に掲げる処分をしようとするときは、労働省令で定めるところにより、あらかじめ、期日及び場所を指定して、聴聞を行わなければならない。

一 第二十五条第二項の規定による役員の解任命令
二 第二十九条第一項の規定による指定の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止命令

2 前項の聴聞に際しては、当該処分に係る者に、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

第五章 雇用促進事業団の業務
第三十二條 雇用促進事業団は、雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第十六号。次項において「事業団法」という。)第十九条に規定する業務のほか、介護労働者の福祉の増進を図るため、次に掲げる業務を行う。

一 特定事業主がその雇用する介護労働者の福祉の増進を図るための設備の設置又は整備を行う場合において、必要な資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

二 職業紹介事業者又はその団体が介護労働者又は介護労働者になろうとする求職者(職業紹介事業者にあつては、その行う職業紹介事業に係る介護労働者及び介護労働者になろうとする求職者に限る。)の福祉の増進を図るための施設の設置又は整備を行う場合において、必要な資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。

三 介護労働安定センターに対して第十七条第二号に掲げる業務に關し必要な助成を行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、介護労働者の福祉の増進を図るために必要な業務であつて政令で定めるものを行うこと。

2 前項の規定により雇用促進事業団の業務が行われる場合には、事業団法第十九条の二第一項中「規定する業務」とあるのは「規定する業務並びに介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(以下「介護労働者法」という。)第三十二条第一項に規定する業務」と、事業団法第二十条第一項中「第十九条第一項及び第三項」とあるのは「第十九条第一項及び第三項並びに介護労働者法第三十二条第一項」と、事業団法第二十二條第二項中「認可」とあるのは「認可(介護労働者法第三十二条第一項に規定する業務に係るものを除く。)」と、事業団法第二十四条第三項中「承認」とあるのは「承認(介護労働者法第三十二条第一項に規定する業務に係るものを除く。)」と、事業団法第二十七条中「第三項に規定する業務」とあるのは「第三項に規定する業務並びに介護労働者法第三十二条第一項に規定する業務」と、同項とあるのは「第十九条第三項」と、事業団法第三十二条第二項中「この法律」とある

のは「この法律又は介護労働者法」と、事業団法第四十条第三号中「第十九条」とあるのは「第十九条及び介護労働者法第三十二条第一項」とする。

第六章 罰則

(罰則)

第三十三条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条又は第二十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第二十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(職業安定法の一部改正)

第三条 職業安定法の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「及び中小企業における労働力の確保のための雇用の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)」を、「中小企業における労働力の確保のための雇用の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)及び介護労働者の雇用の改善等に関する法律(平成四年法律第 号)」に改める。

(社会保険労務士法の一部改正)

第四条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第

八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一中第二十号の十五の次に次の一号を加える。

二十の十六 介護労働者の雇用の改善等に関する法律(平成四年法律第 号)

(労働省設置法の一部改正)

第五条 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第四十条第四十三号の三の次に次の二号を加える。

四十三の四 介護雇用の改善等計画の策定に関すること。

四十三の五 介護労働安定センターの監督に関すること。

第四十条第五十一号中「及び中小企業における労働力の確保のための雇用の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)」を、「中小企業における労働力の確保のための雇用の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)及び介護労働者の雇用の改善等に関する法律(平成四年法律第 号)」に改める。

第五十条第五十三号の次に次の二号を加える。

五十三の二 介護労働者の雇用の改善等に関する法律に基づいて、介護雇用の改善等善等計画を策定すること。

五十三の三 介護労働者の雇用の改善等に関する法律に基づいて、介護労働安定センターを指定し、及びこれに対し、認可その他監督を行うこと。

二月二十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、トラック運輸労働者の待遇改善に関する請願(第一七六号)(第一九六号)(第二〇〇号)(第二二三号)

第一七六号 平成四年二月七日受理

トラック運輸労働者の待遇改善に関する請願

請願者 兵庫県西宮市高木東町一四ノ二四ノ二〇三 北村真由美 外九百九十九名

紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第一三〇号と同じである。

第一九六号 平成四年二月十日受理

トラック運輸労働者の待遇改善に関する請願

請願者 北海道函館市日吉町三ノ二六ノ三 田崎良広 外九百九十九名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第一三〇号と同じである。

第二〇〇号 平成四年二月十日受理

トラック運輸労働者の待遇改善に関する請願

請願者 東京都足立区入谷町三二三 齊藤 耕二 外九百九十九名

紹介議員 田辺 哲夫君

この請願の趣旨は、第一三〇号と同じである。

第二二三号 平成四年二月十二日受理

トラック運輸労働者の待遇改善に関する請願

請願者 大阪府天王寺区北山町六ノ一〇 妙玄和正 外九百九十九名

紹介議員 中西 珠子君

この請願の趣旨は、第一三〇号と同じである。